

令和4年4月1日

研究費不正防止に向けた決意表明と教職員の皆様への協力要請
～「フェアでクリーンな大学」を目指して～

関西医療大学学長 吉田宗平

文部科学省は、これ迄に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年策定、平成26年改正）に基づき、各大学における公的研究費の不正防止活動を推進してきました。本学においても研究費不正防止の取組みを重点的に推進しており、これに該当する事案は、皆様のご協力によりこれ迄生じておりません。しかしながら、国内では研究費不正により研究機関としての信頼を失う事態も生じております。今後、研究費不正防止のためには、本学においても全学を挙げて教職員が協働して不正を根絶できる組織風土を育てなければなりません。

この度、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が、さらに改正されました（令和3年2月改正 文部科学大臣決定）。その概要として、①ガバナンスの強化～根絶に向けた最高責任者のリーダーシップと役割の明確化～、②意識改革～コンプライアンス教育・啓発活動による全構成員への不正防止意識の浸透～、③不正防止システムの強化～監査機能の強化と不正を行える「機会」の根絶～の3本柱の強化が求められています。これを踏まえて本学では、不正防止計画推進部署に不正防止対策会議を新たに設置しました（令和4年4月）。今後も引き続き、学長自身がリーダーシップを持って研究不正防止体制の整備・強化を推進していくことを誓約致します。

具体的には、最高管理責任者として、学園運営会議における審議を受けて、不正防止対策の基本方針を策定すること、不正防止のPDCAサイクルを効果的に運用すること、継続的なコンプライアンス教育等の啓発活動により全教職員に周知徹底して実施体制を強化すること、また、監事・会計監査人・内部監査部門との連携を強化すること、などを重点項目としていきます。

全教職員の皆様には、今後も改正ガイドラインと学内の諸規程を遵守して、研究費不正使用を含む研究不正行為のない「フェアでクリーンな大学」を目指して成長できるよう、一人一人が不断の努力を重ねられんことを、切に要請いたします。

以上